

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

- 児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

子ども家庭課

【告示】

- 児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準の一部改正
(県例規集登載)

子ども家庭課

【公告】

- 救急病院の認定
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- 一般競争入札の実施
- 土地改良区の定款変更の認可
- 公共測量の実施
- 〃
- 公共測量の終了
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃

医療推進課
防災砂防課

税務課

耕地課

監理課

建築指導課

- 〃
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動の訂正

選挙管理委員会

【公安委員会】

- 指定講習機関の指定の一部改正
- 運転免許取得者等教育の認定の一部改正

運転免許課

◎岡山県規則第三十六号

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則（昭和六十二年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「共同生活を営むべき住居に入居している満二十歳未満義務教育終了児童等」を「児童自立生活援助の実施を受けている者」に改める。

第三条中「児童」を「者」に改める。

様式第一号表中「世帯員」を「世帯員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第三百一号

児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準（昭和六十一年岡山県告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

令和六年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第一の一中「児童自立生活援助事業を行う住居（以下「自立援助ホーム」という。）に入居している満二十歳未満義務教育終了児童等については当該満二十歳未満義務教育終了児童等」を「児童自立生活援助事業所に入所している者については当該者」に改める。

第二の一中「自立援助ホーム」を「児童自立生活援助事業所」に、「措置児童一人」を「措置児童等一人」に改め、「乳児、一歳児、二歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上げ費の単価を含み、」を削り、「社会的養護処遇改善加算費」の下に「社会的養護従事者処遇改善加算費」を加え、「及び一時保護実施特別加算費」を「一時保護実施特別加算費及びこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費」に改める。

別表第一の備考1、5及び6(1)中「自立援助ホーム」を「児童自立生活援助事業所」に改め、同(1)中「児童」を「者」に改め、同表の備考マ中「(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」を「(令和5年6月30日こ文障第13号こども家庭庁長官通知)」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和6年6月28日 岡山県公報 第12612号

◎岡山県告示第三百二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和六年六月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

大西病院

2 所在地

玉野市田井三―八―一一

二 認定年月日

令和六年六月二十八日

三 認定の有効期限

令和九年六月二十七日

令和6年6月28日 岡山県公報 第12612号

◎岡山県告示第三百三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津島福居地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から五十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十六号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県岡山市北区津島福居二丁目	二二二一番一	一号
〃	二八二七番	二号及び三号
〃	二八二四番	四号
〃	二八二六番第一	五号（筆界未定）
〃	二八二六番第二	
〃	二八一五番	六号及び七号
〃	二八〇三番	八号から十一号まで、十七号から二十七号まで及び四十二号
〃	二二三八番	十二号から十六号まで
〃	二七九二番三	二十八号から三十号まで
〃	二七九二番四	三十一号
〃	二七九二番一	三十二号及び三十三号
〃	二七九二番七	三十四号
〃	二八〇一番二	三十五号
〃	二八〇〇番	三十六号
〃	二八〇一番四	三十七号
〃	二八〇二番三	三十八号
〃	二二四八番	三十九号から四十一号まで
〃	二二四〇番	四十三号
〃	二八〇四番二	四十四号及び四十五号
〃	二八〇四番一	四十六号及び四十七号
〃	二八〇九番一	四十八号及び四十九号
〃	二八一二番一	五十号
〃	二八一一番二	五十一号
〃	二八一六番	五十二号
〃	二八一九番	五十三号及び五十四号
〃	二八二三番	五十五号
〃	二二一六番	五十六号

〔三三三三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達の申し込みの取り扱い一般競争入札を実施する。

令和六年六月二十八日

岡山市長 伊原 隆 大

1 調達内容

(1) 調達件名

地方税電子申告等に係るASPサービス提供・運用業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び地方税電子申告等に係るASPサービス提供・運用業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和11年12月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は、1月当たりの単価(本件役務を5年間提供するものとして算定した委託料総額の60分の1に相当する額)を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに令和6年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和6年岡山県告示第26号(情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を有する者で、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿の業務種目の大分類「8情報・通信サービス」の格付区分がAであること。

(2) 地方税共同機構により認定委託先事業者に認定された者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て

令和6年6月28日 岡山県公報 第12612号

がなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課

電話 (086) 226-7264 (直通)

電子メールアドレス digital@pref.okayama.lg.jp

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部税務課電算管理班

電話 (086) 226-7242 (直通)

電子メールアドレス zeimu@pref.okayama.lg.jp

なお、入札説明書及び仕様書は岡山県総務部税務課のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/11/>) からダウンロードすることもできる。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年6月28日(金)から同年7月24日(水)まで(県の休日(岡山県の休日)を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日)をいう。以下同じ。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、参加資格審査確認申請書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和6年6月28日(金)から同年7月29日(月)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は信書便によるもの)に限る。5(2)において同じ。)

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

令和6年8月8日(木) 午前10時00分

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限り。）をして、郵送等により、令和6年8月7日（水）の午後5時までに4(1)の場所に提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金
財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の参加資格確認申請書を提出した者は、令和6年8月7日（水）までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならぬ。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法
財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他
詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :
ASP service of eTAX system 1 set

(2) Contract period :
From contract day through 31 December, 2029

(3) Time limit for tender :
10 : 00 A. M. 8 August, 2024

(4) Contact point for notice :
Tax section, general affairs department, Okayama Prefectural Government,
2 - 4 - 6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL : (086) 226-7242

令和6年6月28日 岡山県公報 第12612号

〔三三四〕土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和六年六月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

美山川土地改良区

二 認可年月日

令和六年六月二十日

令和6年6月28日 岡山県公報 第12612号

〔三三五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	浅口郡里庄町里見地内
測量の種類	公共測量（基準点測量他）
測量期間	令和六年六月十七日から同年十月三十一日まで

令和6年6月28日 岡山県公報 第12612号

〔三三六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

小田郡矢掛町矢掛 地内	測量区域
公共測量（基準点測量及び路線 測量等）	測量の種類
令和六年七月一日から同年 十月三十一日まで	測量期間

令和6年6月28日 岡山県公報 第12612号

〔三三七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新見市哲西町大野 部地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和六年六月十四日	終了年月日

令和6年6月28日 岡山県公報 第12612号

〔三三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年六月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字川田一―二五九番七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市上富井三―七番地一サンパテイクB一〇一

岡本 晃利

岡本 陽子

三 許可年月日及び許可番号

令和六年二月二十九日岡山県指令建指第三九六号

〔三三九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年六月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字和井元一九〇番三、一九〇番七、一九〇番一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡九三六番地七セレーノB一〇一号室

尾刀 元

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月十二日岡山県指令建指第四二四号

〔三四〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年六月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字和井元一九〇番五、一九〇番九、一九〇番一〇

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山五三番地三四

上藤 沙織

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月十二日岡山県指令建指第四二五号

令和6年6月28日 岡山県公報 第12612号

〔三四一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年六月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字和井元一九〇番三、一九〇番七、一九〇番一二

二 公共施設の種類

水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡九三六番地七セレーノB一〇一号室

尾刀 元

五 許可年月日及び許可番号

令和六年三月十二日岡山県指令建指第四二四号

◎岡山県選管告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和六年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会
委員長

大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
えのき隆宏後援会	榎 隆 宏	榎 敏 江	高梁市川上町高山二九一	令和六・五・二二
角田かつお後援会	角 田 勝 生	角 田 祐 樹	倉敷市西阿知町七四八	五・一三
片岡あきひこ後援会	黒 瀬 弘 明	吉 井 一 夫	加賀郡吉備中央町岨谷一三七八	五・二八
坂元秀明後援会	坂 元 剛 敬	坂 元 孝 造	美作市真加部一〇七六	五・一三
杉野千秋後援会	山 本 雅 堂	福 木 孝 実	赤磐市穂崎六九一―九	五・二九
中田浩二後援会	中 田 浩 二	中 田 一 恵	〃 周匝四八三―五	五・八
林恭一郎後援会	安 延 孝 明	林 真 和	総社市清音上中島一〇三	五・二九
山田幾久枝後援会	岡 田 宏 敏	藤 井 勝	井原市上出部町一六五―一	五・三一

◎岡山県選管告示第四十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
 令和六年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部		代表者の氏名		異動事項		新		旧		異動年月日	
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	異動年月日					
自由民主党岡山県第三選挙区支部	加藤勝信	会計責任者の氏名	加藤則和	新井智明	令和六・五・一	令和六・五・一					
自由民主党岡山県建支部	住田典聡		永禮恭司	太田信司	令和六・五・一	令和六・五・一					
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）											
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	異動年月日					
岡山県清酒産業振興会	丸本仁一郎	主たる事務所の所在地	岡山市北区東島田町一―八―五	岡山市中区中井一―八―一四	令和五・五・二九	令和五・五・二九					
岡山県宅建政治連盟	住田典聡	会計責任者の氏名	永禮恭司	太田信司	令和六・五・二三	令和六・五・二三					
加藤かつのぶ後援会	天野学		杉原洋平	新井智明	令和六・五・一	令和六・五・一					
くりお典子後援会	村上典子	主たる事務所の所在地	笠岡市美の浜二八―三六	笠岡市中央町一五―二〇	令和六・五・一	令和六・五・一					
後楽会政治連盟	久保弘	会計責任者の氏名	藤原信好	有森正浩	令和六・五・一六	令和六・五・一六					
T K C山下貴司政経研究会	馬場輝		中川幸治	山本直也	令和六・四・一	令和六・四・一					
日本共産党細川健一後援会	池田守良	代表者の氏名	池田守良	萱栄次	令和六・五・一五	令和六・五・一五					
やの周子を育てる会	矢野周子	代表者の氏名	井上素子	池田守良	令和六・四・二五	令和六・四・二五					
会計責任者の氏名	矢野周子	会計責任者の氏名	矢野周子	佐能直樹	令和六・四・二五	令和六・四・二五					

◎岡山県選管告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和六年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

大口道夫後援会

神崎良一後援会

草加よしひろ後援会

代表者の氏名

福田知之

神崎善雄

草加左千江

解散年月日

令和六・五・一七

〃 〃 五・一三

〃 〃 五・二〇

◎岡山県選管告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。
令和六年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

榎 隆 宏

高梁市議会議員

えのき隆宏後援会

高梁市川上町高山二九一

令和六・五・二一

指定年月日

◎岡山県選管告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、自由民主党御津支部から取下げの申出があったので、同法第七条の二第一項の規定により公表した政治団体の代表者等の異動（令和五年岡山県選管告示第七十八号）の一部を次のとおり訂正する。

令和六年六月二十八日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部のうち

「会支部

自由民主党御津支部

林

喜美子

代表者の氏名

林

喜美子

会計責任者の氏名

河田

強

杉本博

〃

〃

〃

杉本博

〃

〃

六・二

を

「会支部

に改める。

令和6年6月28日 岡山県公報 第12612号

◎岡山県公安委員会告示第八十一号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和六年六月二十八日

岡山県公安委員会
本則の表十三の項中「井澤 保」を「井澤 貴生」に改める。

◎岡山県公安委員会告示第八十二号

令和四年岡山県公安委員会告示第三百三十八号（運転免許取得者等教育の認定）の一部を次のように改正する。

令和六年六月二十八日

岡山県公安委員会

本則の表十五の項中「井澤 保」を「井澤 貴生」に改める。